

5月は日本赤十字の強化月間です！



救うことを、
つづける。

防災・減災プロジェクト



令和2年4月阿久根市社会福祉協議会 発行

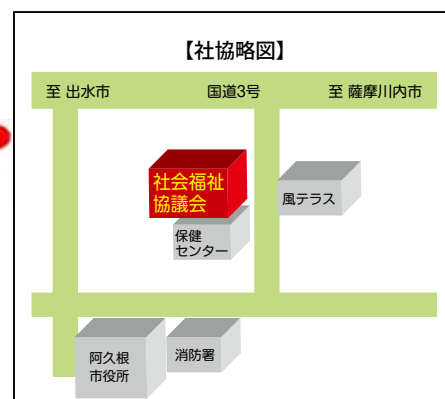
この広報誌は共同募金会からの配分金で作成しています。

〒899-1626 阿久根市鶴見町 167 番地

TEL 0996-72-3800

FAX 0996-72-3803

MAIL fukushi@akuneshakyo.or.jp



令和2年度 事業計画

社会福祉協議会は、社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織です。
地域に暮らす皆さま、区長、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者ボランティア、保健・医療・教育関係機関などの参加・協力のもと、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を目指して、さまざまな地域福祉事業や介護事業などを行っています。
多様な個別ニーズや地域の特性を積極的に把握し、柔軟に対応し課題解決に努め、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしてまいります。

主 な 事 業



『市民向けボランティアセミナー』

【地域福祉事業】

- ・総合相談事業
- ・ボランティアセンター運営事業
- ・地域における共助の基盤づくり事業
- ・高齢者元気度アップ・ポイント事業
- ・子育て支援もポイントアップ！元気度アップ！推進事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・「福祉のつどい」の開催
- ・広報活動
- ・子育て支援事業

【自立生活支援事業】

- ・福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）
- ・生活困窮者自立相談支援事業
- ・高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)生活援助員派遣事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・法外援護資金貸付事業
- ・罹災世帯(火災・自然災害等)支援事業
- ・行路人支援事業

【日本赤十字社鹿児島県支部阿久根市地区】

- ・災害時の救援物資の備蓄と支給
- ・災害時救護活動
- ・義援金・救援金の受付
- ・会員募集活動

【阿久根市共同募金委員会】

- ・赤い羽根共同募金活動
- ・歳末たすけ合い募金活動

【北薩地区社会福祉協議会連絡協議会】



『赤い羽根街頭募金活動』



『小学生の福祉体験学習』

【介護保険事業】

- ・居宅介護支援事業
- ・訪問介護事業
- ・訪問入浴介護事業

【関係機関・団体との連携強化】

- ・阿久根護国神社奉賛会
- ・阿久根市遺族会
- ・阿久根市民生委員・児童委員協議会
- ・阿久根市身体障害者福祉協議会

令和2年度 会計予算

社会福祉法人阿久根市社会福祉協議会 令和2年度 資金収支計算書予算【法人全体】

(収入)		単位:千円
勘定科目(大区分)	金額	
会費収入	2,091	
寄附金収入	2,737	
経常経費補助金収入	13,181	
受託金収入	92,711	
貸付事業収入	203	
事業収入	7,256	
介護保険事業収入	88,405	
障害福祉サービス等収入	1,716	
受取利息配当金収入	14	
その他の収入	192	
サービス区分間繰入金収入	3	
前期末支払資金残高	71,566	
収入合計①	280,075	

(支出)		単位:千円
勘定科目(大区分)	金額	
人件費支出	161,524	
事業費支出	25,830	
事務費支出	13,701	
貸付事業支出	201	
分担金支出	50	
助成金支出	1,298	
固定資産取得支出	190	
サービス区分間繰入金支出	3	
その他の活動による支出	1,636	
予備費	2,331	
支出合計②	206,764	
当期末支払資金残高①-②=③	73,311	
②+③	280,075	

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

令和2年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

保険金額・年間保険料(1名あたり)

保険金の種類	プラン	基本プラン		天災・地震補償プラン		
		基本プラン	天災・地震補償プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円				
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)				
	入院保険金日額	6,500円				
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円			
		外来の手術	32,500円			
	通院保険金日額	4,000円				
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)				
	年間保険料	350円	500円			

団体割引20%適用済/過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

商品パンフレットは
コチラ
(ふくしの保険ホームページ)



ボランティア行事用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL:03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

損保ジャパン・日本興亜は、関係当局の認可等を前提として、2020年4月1日に商号を変更し、「損保ジャパン」になります。

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

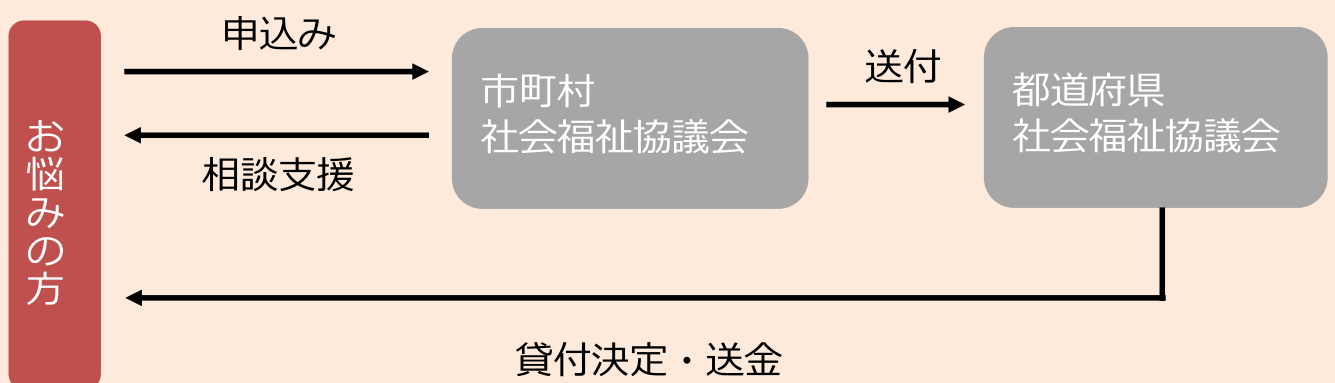
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は5ページをご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

貸付手続きの流れ

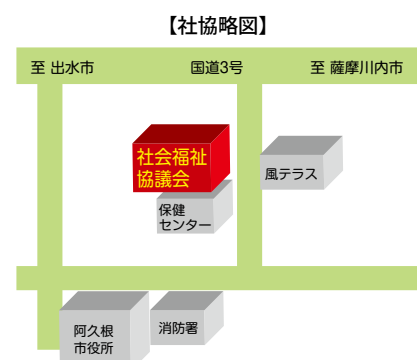


お問合せ先

阿久根市町村社会福祉協議会

電話：0996-72-3800

受付時間：（月～金曜日 8：30～17：30）



休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ 学校等の休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

阿久根市社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ (二人以上) 月20万円以内
 - ・ (単身) 月15万円以内
- 貸付期間：原則3月以内

■据置期間

1年以内

※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

10年以内

■貸付利子・保証人

無利子・不要

※ 従来、保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■申込先

阿久根市社会福祉協議会

注 原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

ケアマネジャー・ヘルパーを募集しています!

- ・募 集 ケアマネジャー(介護支援専門員)、ホームヘルパー(訪問介護員)
- ・必要な資格 ケアマネジャー…介護支援専門員資格、ホームヘルパー…介護福祉士又は介護職員初任者研修(旧ヘルパー2級)等及び普通自動車運転免許
- ・勤 務 日 ケアマネジャー…月～金曜日(1日7～8時間)
ホームヘルパー…目安として月～日曜日のうち数日間、1日5時間未満勤務。
休日は週1日以上。日数・曜日・時間帯など相談に応じます。
- ・業 務 内 容 ケアマネジャー…ケアプラン作成等
ホームヘルパー…生活支援(調理・掃除・買物等)、身体介護(入浴・排泄・更衣等)
- ・給 与 ケアマネジャー…月額¥160,000～¥180,000(賞与有り)
ホームヘルパー…時間給 ¥900～¥1,500 実績に応じて一時金もあります。
勤務時間帯や業務内容に応じて時間給は変わります。
- ・福 利 厚 生 社会保険・労災・雇用保険(詳細はお問い合わせください。)

詳しくは阿久根市社会福祉協議会へ [TEL:0996-72-3800](tel:0996-72-3800) 担当: かわはた しゅういん川畑・執印



昨年しんねんの11月29日に鹿児島市民文化ホールにおいて令和元年度鹿児島県地域福祉推進大会が開催され、本市の下田京子さん(新町区)が長年のボランティア活動に対するの表彰を受けられました。

下田さんは日頃から「世のため人のために尽くす」をモットーに地域の高齢者等へのボランティア活動を積極的に取り組んでいらつしやいます。

誠におめでとうございます。

受賞おめでとう
11月29日

令和2年度ボランティア活動支援助成金申請のお知らせ

阿久根市内でボランティア活動を行っている団体やグループを対象に令和元年度赤い羽根共同募金による社協活動費から「ボランティア活動支援助成金」を交付します。

<助成対象>

- ・民間任意団体及びボランティア団体等
- ・子育て支援の活動団体等
- ・高齢者サロンの活動団体等

申込期間…令和2年5月25日(月)～6月5日(金)まで

※申請書は阿久根市社会福祉協議会にご用意しています。

詳しくは☎72-3800までお問い合わせください。担当: 地域福祉係 東新

香典返し寄付者

【敬称略・順不同】
〔寄付者〕
〔故人名〕
〔区名等〕

松永 道貫	〔故人名〕	牛ノ浜	〔区名等〕
松崎 睦子	ミサエ	瀬之浦下	
永野 衛	壮介	橋之浦西	
松崎 義則	サチ子	大洲川	
猿楽 正幸	八重子	倉津	
洲崎 フクヨ	シマエ	黒之浜	
濱崎 百合子	幸貴	脇本馬場	
吉野 京子	健造	段	
松下 節子	濱崎小夜子	上野	
中野 琢也	武則	的場	
岩崎 八千代	盛一	高之口	
下園 重利	ナルエ	高松	
尻無濱 奈岐	志茂友子	遠矢	
猿楽 義市	カズエ	佐潟	
早水 シゲノ	泰夫	瀬之浦上	
鶴田 良平	京子	下村	
寺下 トミ子	定	橋之浦西	
角石 恵美子	猿楽深	佐潟	
宮川 りつみ	松下隆久	下村	
石原 つる子	助一	大漣	
濱之上 雪美	恵子	脇本馬場	
的場 錠治	勝臣	的場	

令和二年一月十日〜令和二年三月三十一日寄付
受付分を掲載しています。皆様からいただいた
寄付金は阿久根市の地域福祉のために活用させ
ていただきます。誠にありがとうございます。

今後の専門相談日のお知らせ

年月日	曜日	時間	担当弁護士	担当司法書士
令和2年4月15日	水	13:30~16:30	河口 友一郎	大川内 琢爾
令和2年5月20日	水	13:30~16:30	福元 祐介	東郷 英亮
令和2年6月17日	水	13:30~16:30	細谷 文規	浦崎 優菜



<よくある質問>

- Q. いつ行われるの？…毎月第3水曜日の13時半から16時半まで開催しています。
※ただし、祝日と重なる場合は別の日に実施いたします。
- Q. どんな人が対象なの？…阿久根市内にお住まいの方ならどなたでも相談が受けられます。
- Q. 相談料はかかるの？…無料で、お1人あたり30分、弁護士または司法書士に相談出来ます。
- Q. どこで行われるの？…阿久根市社会福祉協議会（保健センターの隣）の2階です。
- Q. どんな相談を受けてくれるの？…土地登記、ゴミ屋敷、財産相続、家庭内暴力、借金、失業、離婚、子育て、介護、引きこもりなど様々な相談をお受けしています。
プライバシー厳守ですのでお気軽にご相談ください。
- Q. 予約が必要な？…毎回すぐ予約が入りますので、出来る限り早めに、専門相談電話まで予約をお願いします。

ご予約・お問い合わせは阿久根市社会福祉協議会まで。☎72-3778（専門相談電話）

薩摩狂句のコーナー

題「欲」

阿ん文旦会

阿

【唱】親ん苦勞どま 知たじ持つ出すつ
木原音舞



【唱】買貯めすつ奴・ボロ儲けすつ奴様々
太田土管



【唱】餅投げい 風呂敷く広げ 欲張者
林田夜酔



【唱】三段腹で医者い銭くれ良か娑婆
尻無八夜



【唱】欲じゃ出来んど 疲れ倒くつと
大田盛そば



【唱】欲っ顔が 数珠い並るとつ 宝籤売い場
宮原若女



65歳以上の皆さん、令和2年度の 元気度アップポイント事業の手帳を作いませんか？

★65歳以上の方の健康づくりや社会参加活動に対して、商品券に交換できるポイントを差し上げることで、65歳以上の方々の健康維持や介護予防、社会参加の促進を図る事業です。

社会福祉協議会に
申請し手帳を作成



対象活動に参加し
ポイントをためる



10月又は2月に手帳を
提出し商品券への交換
申請をする



商品券を受け取り
期限内に使用する

※登録には介護保険被保険者証の
番号10ケタと印鑑が必要になります。



※ポイントシールは紛失しても
再発行はされません

注：印影が不明瞭な場合は再度押印をお願いする場合がありますのでしっかり押印してください。(シャチハタ不可)

注：申請書の記入に修正液や修正テープの使用はお控え下さい。

注：ポイント手帳やポイントシールへの活動・日付等の個人記入はお控え下さい。

★阿久根市が指定した以下の活動がポイントの対象となります

○健康診査や健康講座

- ・特定健診（団体健診）
- ・生涯学習講座
- ・認知症予防や介護予防教室
- ・いきいきサロン（要登録）
- ・グラウンド・ゴルフ（要登録）
※月に2ポイントが上限
- ・ころばん体操（要登録）
- ・ひまわり教室

○地域貢献活動（団体活動）

- ・花壇、道路などの美化清掃
※個人や区の清掃は該当しません。
（要団体登録）
- ※鬼火焚きといった区の行事や、
区の会合、宗教行事への参加は
該当しません。
- ・さわやかクラブの活動
- ・高齢者学級の活動
※月謝が発生している
自主講座は該当しません。

○各介護保険施設等ボランティア

- ・施設への慰問活動
- ・施設内の清掃
- ・施設行事などの参加支援
※各施設にてスタンプを
押してもらえますので
活動時はポイント手帳
を持参してください。

★平成31年度（令和元年度）のポイント手帳とポイント
交換申出書を令和2年2月中に提出した方を対象に、
たまったポイント数に応じた金額の商品券を、令和2年
4月以降に配布いたします。

商品券の受け取りには印鑑が必要ですので、
必ずハンコ（シャチハタ不可）をご持参の上、
阿久根市社会福祉協議会へお越しください。



商品券を受け取りにお越しの際、令和2年度の
ポイント手帳の申請も一緒に行えます。

★介護保険被保険者証とハンコが必要です。

商品券交換	必要ポイント数
2,000 円分	20 ポイント
3,000 円分	30 ポイント
4,000 円分	40 ポイント
5,000 円分	50 ポイント

※ポイント手帳とポイント交換申出書を提出されなかった方の商品券の配布は出来ませんが、
10ポイントを上限として令和2年度にポイントを繰り越せる場合があります。

その他、グループ活動での申し込みのことなど、詳しくは阿久根市社会福祉協議会
までお気軽にお問い合わせください。

TEL (0996) 72-3800

担当 地域福祉係 川原・高野